

「共に生き、共に生かし合う社会」の実現に向けて！

実現するまで毎年署名

外国人が暮らしやすい社会は 日本人にも暮らしやすい！



2012年7月から外登法が廃止され、「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法が実施されました。しかし、この改定法は「管理」をさらに強化するもので、すべての外国人に「住民」としての地位と権利を認めたものではありません。

地方自治法は、第10条で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めています。これまでのように、外国人住民には納税など負担だけを分任させ、住民としての権利を制限・否認しつづけるのではなく、日本人も外国人も共に生き、共に生かし合う社会を作ることが求められているのです。

外国人住民基本法(案) *抜粋

第1条(目的)

外国人住民の人権と基本的自由および民族的・文化的独自性を保障し、外国人住民と日本人住民とが共生する社会の構築に資することを目的とする。

第2条(権利享有と保護の平等)

すべて外国人住民は、その国籍、人種、皮膚の色、性、民族および種族的出身、ならびに門地、宗教その他の地位によるいかなる差別も受けることなく、日本国憲法、国際人権法およびこの法律が認める人権と基本的自由を享有する権利を有する。

第3条(国および地方公共団体の義務)

- ①国および地方公共団体は、この法律が認める権利をすべての外国人住民に保障するために、立法、行政および司法、財政その他必要な措置をとらなければならない。
- ②国および地方公共団体は、人種主義、外国人排斥主義、および人種的・民族的憎悪に基づく差別と暴力ならびにその扇動を禁止し抑止しなければならない。

第4条(滞在・居住権の保障)

- ①すべて外国人住民は、法律が定める正当な理由および適正な手続きによることなく、その滞在・居住する権利を制限もしくは剥奪されない。
- ②すべて外国人住民は、何時でも自由に出国し、その滞在期限内に再入国する権利を有する。

第5条(永住資格)

- ①永住資格を有する外国人住民の子孫は、申請により永住資格が付与される。
- ②外国人住民の子として日本国内において出生した者は、申請により永住資格が付与される。
- ④外国人住民で引き続き5年以上居住している者は、申請により永住資格が付与される。

第6条(恣意的追放の禁止)

- ①すべての外国人住民は、法律が定める正当な理由および適正な手続きに基づく決定によることなく日本国外に追放されない。
- ②永住資格を有する外国人住民は、いかなる理由によっても追放されることがない。

第7条(家族の再会と家庭の形成)

すべて外国人住民は、日本においてその家族構成員と再会し、家庭を形成し維持する権利を有する。

第11条(公務につく権利)

永住資格を有する外国人住民は、日本の公務につく権利を有する。

第12条(社会保障・戦後補償)

すべて外国人住民は、日本国民に適用される社会保障・戦後補償の関連法律の施行時に遡及して平等に適用を受ける権利を有する。

第13条(マイノリティの地位)

すべて外国人住民は、国際人権法が保障する民族的、文化的および宗教的マイノリティの地位を有する。

第14条(マイノリティの権利)

すべて外国人住民は、国際人権法がマイノリティに保障する権利を個人的におよび集团的に、とくに次の諸権利を享有する。

- (a)自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰し、かつ実践し、及び自己の言語を使用する権利。
- (b)自己の言語、文化、歴史及び伝統について教育を受ける権利。
- (c)民族名を使用する権利。

第16条(住民の地位)

すべて外国人住民は、地方自治法第10条が認める地方公共団体の住民として、「日本国民たる住民」と平等な権利を享有し、負担を分任する。

第17条(住民として登録する権利)

すべて外国人住民は、住民基本台帳に基づく住民登録をする権利を有する。

第18条(サービスの提供を受ける権利)

すべて外国人住民は、住民としての生活を営むために必要な、自己の理解する言語による情報を含む、地方公共団体のサービスを受ける権利を有する。

第19条(自治の参加)

すべて外国人住民は、地方公共団体の意思決定および地域社会の住民活動に参加する権利を有する。

第21条(参政権)

永住の資格を有し、もしくは引き続き3年以上住所を有する外国人住民は、当該地方公共団体の議会の議員および長の選挙に参加する権利を有する。

「外国人住民基本法」の制定を求める国会請願書：2014年

日本人も外国人も、同じ町の「住民」です

いま日本には、日本の植民地支配に起因する在日韓国・朝鮮人、台湾人をはじめ、190カ国の約200万人の外国人住民が暮らしています。また、日本人と外国人との国際結婚も増え、日本は「多民族・多文化」社会となっています。

日本は、すでに難民条約や国際人権規約（社会権規約・自由権規約）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約に加入しています。しかし、これらの国際人権法が、国内法に十分に反映されていません。そのために、日本で暮らす外国人住民には、国際人権法で保障されている社会保障を受ける権利、自らの文化を維持・発展させる権利、子どもの教育への権利、地域社会に参画する権利など、多くの権利が制限されています。また、学校でのいじめ、就職差別、入居拒否、入店拒否、ヘイトスピーチなど、日常生活においても外国人住民に対する偏見と差別による行為が繰り返されています。

2011年3月11日の東日本大震災を経験した、私たちは、この日本社会を、日本人も外国人もすべての人たちにとって住みやすい社会にすることの大切さを知りました。そのために、日本社会に今なお根深く残っている外国人に対する偏見や差別を是正する法制度を整えることが必要です。すでに諸外国では設けられている国内人権機関の設置、人種差別撤廃法の制定、そして外国人を、共に地域社会を構成する「住民」として認める法制度が求められているのです。

- 私たちは国会に対して、次のことを求めます。
- 1. 国会は、外国人住民に対する総合的な人権保障制度を確立するための特別委員会を設けて「外国人住民公聴会」を各地で開き、外国人法制度の抜本的な改正を行なうこと。
 - 2. 国会は、日本国憲法および国際人権条約に基づいて「外国人住民基本法」を制定すること。

2014年

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

（日本カトリック司教協議会／日本キリスト教協議会／日本基督教団／在日大韓基督教会／日本聖公会／日本バプテスト連盟／日本バプテスト同盟／日本キリスト教会／日本自由メソヂスト教団／日本YWCA／日本キリスト教婦人矯風会）

[取り扱い団体]

名 前	住 所